

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、文部科学省のいじめ防止基本方針に基づき、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが生徒の心身に及ぼす影響等、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

- ① 学校におけるいじめの防止
- ② いじめの早期発見のための措置
- ③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上
- ④ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

(2) いじめ防止等に関する措置

学校におけるいじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、生徒育成部長・副部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が指名する者

＜活 動＞

A いじめの早期発見

- 年に数回、早期発見のための定例会を開催する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査を、年2回実施する。
- 生徒および保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

B いじめの防止

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、必要な教育活動の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- いじめ防止の助けとなる、生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、啓発その他必要な措置を行う。

C いじめ事案への対応

- いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかに臨時会を開き、情報の共有と関係生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。
- いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制・対応方針を決定し、関係機関と連携して収束に向け速やかに対応する。

D いじめの防止、いじめ事案への対応の検証

- いじめへの対応等の取り組みが計画通りに進んでいるかどうかの確認や、いじめへの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行い、学校の基本方針およびそれに基づくいじめの防止等の取り組みについて、常に改善を図る。